

危険化学品ばら積船の船体検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

危険化学品ばら積船の船体検査に関する事項

改正理由

IACS は、危険化学品ばら積船に対する船体検査の要件を統一規則 Z10.3 として、ダブルハル油タンカーに対する船体検査の要件を統一規則 Z10.4 としてそれぞれ規定している。しかしながら、この 2 つの船種は類似の構造配置をしているにも係らず、統一規則 Z10.3 と Z10.4 に規定される検査要件の一部が異なっていた。

このため、IACS はこの 2 つの船種の船体検査の要件を整合させるべく、統一規則 Z10.4 の要件に基づき、統一規則 Z10.3 の改正を行い、2008 年 12 月に統一規則 Z10.3(Rev.10)として採択した。

今般、IACS 統一規則 Z10.3(Rev.10)に基づき、関連規定を改めた。また、統一規則 Z10.3 は一体型タンクを有する危険化学品ばら積船にのみ適用されるものであるが、関連規定にはその旨が明記されていないことから、今回併せて規定した。

改正内容

- (1) 危険化学品ばら積船に対する船体検査の要件を改めた。
- (2) 一体型タンクを有する危険化学品ばら積船のみに適用される要件を明確にした。